

平成 27 年 5 月 27 日

会 社 名 eBASE株式会社
(コード番号：3835)
本社所在地 大阪府大阪市北区豊崎五丁目4番9号
代 表 者 代表取締役社長 常 包 浩 司
問 合 せ 先 取 締 役 執 窪 田 勝 康
行 役 員 C F O
電 話 番 号 (06) 6486-3955 (代表)
U R L <http://www.ebase.co.jp/>

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により新たに創設された監査等委員会設置会社に移行する方針を決定いたしました。したがって、平成 27 年 6 月 22 日(月)開催予定の第 14 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議する事を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事異動に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

社外取締役の機能を活用することで、取締役の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに経営の効率化を図る目的で変更するものであります。

(2) 移行の時期

平成 27 年 6 月 22 日に開催予定の当社第 14 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

① 監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

② 「改正会社法」によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするための規定変更を行うものであります。

③ その他、上記変更に伴う文言、条数の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日 程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成 27 年 6 月 22 日

定款変更の効力発生日(予定) 平成 27 年 6 月 22 日

以 上

定款変更案 (新旧対照表)

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は5名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. <u>会計監査人</u> <p>第5条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は5名以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② <u>当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は3名以上とする。</u> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 <u>取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ② 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 <u>取締役 (監査等委員である者を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p> <p>④ 取締役、監査役又は会計監査人が、取締役会及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したとは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。</p>	<p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p> <p>④ 取締役又は会計監査人が、取締役会の全員に対して取締役会に報告すべき事項（会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。</p>
<p>第 22 条～第 25 条 (条文省略)</p>	<p>第 22 条～第 25 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 26 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数) 第 27 条 <u>当社の監査役は3名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任) 第 28 条 <u>当社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第 29 条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第 30 条 <u>監査役会はその決議によって監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p> <p>(招集通知) 第 31 条 <u>当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第 28 条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第 29 条 <u>当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある時には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(<u>監査役会規程</u>) 第 32 条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p>(<u>監査等委員会規程</u>) 第 30 条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>
<p>(<u>監査役</u>の報酬等) 第 33 条 <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>) 第 31 条 <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>監査等委員</u>の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>) 第 32 条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第 34 条～第 36 条 (条文省略)</p>	<p>第 33 条～第 35 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附則</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査役</u>の責任免除に関する経過措置) <u>当会社は、第 14 回定時株主総会</u>において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役</u> (監査役であった者を含む。) <u>の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以 上